

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (経済産業省二二)

### 〔告 示〕

- ダンス教授講習機関の名称の変更の届出があった件 (国家公安委二二)
- ダンス教授試験機関の名称の変更の届出があった件 (同二三)
- 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件 (法務二五七)
- 日本国に帰化を許可する件 (同二五八)
- 平成二十六年産あへんの納付期限を定めた件 (厚生労働二五一)
- 薬事法施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品を定める件 (同二五二)
- 種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件 (農林水産七二二七三三)

○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件 (同七三四、七三五)

○バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示 (経済産業二二八)

○砂防法第二条の土地を指定する件 (国土交通六五九)

○砂防法第二条の土地の指定を解除する件 (同六六〇)

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

内閣 財務省 農林水産省

### 〔官庁報告〕

### 労働

争議行為の通知の公表について (厚生労働省)

### 〔公 告〕

### 諸事項

裁判所 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係会社その他

## 省 令

### ○経済産業省令第三十一号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和四十二年法律第四十九号) 第六条第二項、第十六条の二第一項、第三十八条の三及び第八十一条の規定に基づき、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月四日 経済産業大臣 茂木 敏充

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 (平成九年通商産業省令第十一号) の一部を次のように改正する。

第十六条第十八号中「この条」の下に「及び第二十一条」を加え、同条第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 第十九号の規定は、前号の規定による検査について準用する。この場合において、第十九号中「貯槽等の修理又は清掃 (以下この条において「修理等」という。）」とあるのは「第二十二号の検査」と、同号イからへまでの規定中「修理等」とあるのは「当該検査」と、「貯槽等」とあるのは「バルク貯槽」と読み替えるものとする。

第二十一条中「貯槽又はバルク貯槽」を「貯槽等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 貯蔵能力が千キログラム未満の貯槽等の修理、清掃、検査又は撤去を行うために当該貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスをできる限り多く消費する必要がある場合において、当該貯槽等の見やすい箇所に液化石油ガスを充填してはならない旨を表示し、かつ、液化石油ガスを充填できないように当該貯槽等に封印をするときは、当該貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスの数量を当該貯槽等の貯蔵能力として前項の規定を適用する。

第八十七条に次の一項を加える。

2 第二十一条第二項の規定は、前項の特定供給設備以外の供給設備の貯蔵能力について準用する。この場合において、同条第二項中「千キログラム未満」とあるのは「五百キログラム以下」と読み替えるものとする。

第百三十一条第一項の表に次のように加える。

|   |             |  |
|---|-------------|--|
| 七 | 第十六条第一項     | バルク貯槽の種類及びその製造事業者の名称   |
| 二 | 第二十二号の規定    | 高圧ガス保安法第五十六条の四第一項の特定設備検査合格証又は同法第五十六条の六の十四第二項の特定設備基準適合証の番号及び発行年月日 |
| 三 | 貯槽の検査を行った場合 | 検査を行った年月日  |
| 四 | 貯槽の検査を行った場合 | 検査を行った者の氏名又は名称及び住所   |
| 五 | 貯槽の検査を行った場合 | 検査の結果  |

|   |             |                                 |
|---|-------------|---------------------------------|
| 一 | 第十六条第一項     | 附属機器の種類、製造番号及び製造年月並びにその製造事業者の名称 |
| 二 | 第二十二号の規定    | 検査を行った年月日                       |
| 三 | 貯槽の検査を行った場合 | 検査を行った者の氏名又は名称及び住所              |
| 四 | 貯槽の検査を行った場合 | 検査の結果                           |

|   |             |                               |
|---|-------------|-------------------------------|
| 一 | 第十六条第一項     | 機器の種類、製造番号及び製造年月並びにその製造事業者の名称 |
| 二 | 第二十三号の規定    | 検査を行った年月日                     |
| 三 | 貯槽の検査を行った場合 | 検査を行った者の氏名又は名称及び住所            |
| 四 | 貯槽の検査を行った場合 | 検査の結果                         |

|   |             |                               |
|---|-------------|-------------------------------|
| 一 | 第十六条第一項     | 機器の種類、製造番号及び製造年月並びにその製造事業者の名称 |
| 二 | 第二十三号の規定    | 検査を行った年月日                     |
| 三 | 貯槽の検査を行った場合 | 検査を行った者の氏名又は名称及び住所            |
| 四 | 貯槽の検査を行った場合 | 検査の結果                         |

第四百三十一条第四項を次のように改める。  
 4 法第八十一条第一項の規定により、液化石油ガス販売事業者は、第一項に掲げる事項を記載した帳簿を販売所ごとに備え、記載の日から起算して二年間が経過する日(次の各号に掲げる事項にあっては、それぞれ当該各号に定める日)まで保存しななければならない。ただし、一般消費者等に係る帳簿については、当該一般消費者等と販売契約を締結している場合に限る。  
 一 法第十四条第一項の書面交付に係る事項 当該販売契約の終了する日  
 二 次に掲げる保安業務に係る事項(法第二十七条第一項各号の保安業務を他の者に委託している場合に限る。) 次に掲げる保安業務が次に実施される日  
 イ 第三十六条第一項第一号の表イ(4)、ロ(4)、ハ(4)又はニ(4)に掲げる事項に係る点検  
 ロ 第三十七条第一号の表イ(2)又はロ(3)に掲げる事項に係る調査  
 三 第三十六条第二十二号又は第二十三号の検査に係る事項 次回の検査を行う日又は当該検査を行ったバルク貯槽若しくはその附属機器若しくはバルク容器の機器(以下この号において「バルク貯槽等」という。)をくずし、その他バルク貯槽等として使用することができないように処分する日  
 第四百三十一条第五項各号列記以外の部分を次のように改める。  
 法第八十一条第一項の規定により、保安機関は、第二項に掲げる事項を記載した帳簿を事業所ごとに備え、記載の日から起算して二年間が経過する日(次の各号に掲げる保安業務に係る事項にあっては、当該保安業務が次に実施される日)まで保存しななければならない。ただし、一般消費者等に係る帳簿については、当該一般消費者等に係る保安業務を行うことにつき委託契約を締結している場合及び自ら行う販売事業に係る保安業務を実施する場合であつて当該一般消費者等と販売契約を締結している場合に限る。

この省令は、平成二十六年九月一日から施行する。  
 附則

**告 示**

○国家公安委員会告示第二十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三十九号)第一条の規定による指定を受けた講習を行う法人である財団法人日本ボールルームダンス連盟から名称の変更の届出があつたので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和六十年国家公安委員会規則第一号)第一条の五第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 平成二十六年六月四日

- 一 国家公安委員会委員長 古屋 圭司
- 一 財団法人日本ボールルームダンス連盟の名称
- (一) 変更前の名称 財団法人日本ボールルームダンス連盟
- (二) 変更後の名称 公益財団法人日本ボールルームダンス連盟
- 二 変更の年月日 平成二十六年四月一日

○国家公安委員会告示第二十三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和六十年国家公安委員会規則第一号)第二条第一項の規定による指定を受けた試験を行う法人である財団法人日本ボールルームダンス連盟から名称の変更の届出があつたので、同規則第二条の四において準用する第一条の五第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 平成二十六年六月四日

- 一 国家公安委員会委員長 古屋 圭司
- 一 財団法人日本ボールルームダンス連盟の名称
- (一) 変更前の名称 財団法人日本ボールルームダンス連盟
- (二) 変更後の名称 公益財団法人日本ボールルームダンス連盟
- 二 変更の年月日 平成二十六年四月一日
- 法務省告示第二五十七号
- 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。  
 平成二十六年六月四日

認証紛争解決事業者の名称及び住所  
 新潟県土地家屋調査士会  
 新潟県新潟市中央区上大川前通六番町千二百一  
 番地五  
 認証年月日  
 平成二十六年五月二十一日  
 ○法務省告示第二五十八号  
 左記の者の申請に係る日本国に帰化の件(ア)を許可する。  
 平成二十六年六月四日

法務大臣 谷垣 禎一

- 住所 愛知県豊田市大林町17丁目11番地7 養志美子 昭和54年7月2日生
- 住所 さいたま市大宮区東町1丁目199番地3 宇野 昭和57年3月2日生
- 住所 千葉県八千代市大和田新田1087番地1 吉ユエ子・チイ・ミン・タム 昭和54年11月9日生
- 住所 広島市東区牛田早稲田2丁目10番32-406 号 丹・テイ・フオン 昭和51年7月15日生
- 住所 横浜市神奈川区橋本町2丁目5番地3 エカチーナ・ウレリ・エフナ・ベチコ 昭和42年12月6日生
- 住所 栃木県真岡市長田622番地19 林徳華 昭和63年8月7日生
- 住所 栃木県那須塩原市三島2丁目121番地10 謝明樹 昭和26年4月3日生
- 住所 神戸市中央区中山手通7丁目17番6号 劉金苗 昭和27年7月26日生
- 住所 劉蔡品慧 昭和33年6月20日生
- 住所 劉正夫 昭和61年7月22日生
- 住所 大阪府高槻市芥川町1丁目10番7-1203号 劉春蕾 昭和58年4月3日生
- 住所 新潟市東区上木戸1丁目6番8号 ヲリア・シェーラ・ルナスコ・イノジメ 昭和47年8月16日生
- 住所 ジョシユア・ルナスコ 平成3年12月11日生
- 住所 東京都江東区大島3丁目8番7-1316号 黄淑惠 昭和40年2月11日生
- 住所 黄政賢 昭和61年12月27日生

- 住所 大阪府北区南福町2番11-403号 初崎輝 昭和57年9月15日生
- 住所 東京都品川区小山3丁目6番6-601号 李智惠 昭和51年10月22日生
- 住所 東京都江戸川区東瑞江1丁目7番6号 李慶順 昭和49年10月22日生
- 住所 長野市大字平栗619番地2 奥富枝 昭和25年1月21日生
- 住所 静岡県富士市大淵174番地97 ジヤニス・ミドリ・ナバロ・カストロ 平成5年12月12日生
- 住所 静岡県富士市伝法622番地7 義勇 昭和57年6月21日生
- 住所 李玲 昭和53年12月6日生
- 住所 義宇汐 平成22年5月27日生
- 住所 義羽潤 平成24年9月5日生
- 住所 東京都板橋区高島平3丁目10番1-929号 馮承斌 昭和60年12月9日生
- 住所 福井市灯明寺2丁目1116番地 文美和子 昭和29年3月18日生
- 住所 岐阜県山原市高木736番地11 柳明良 昭和60年9月7日生
- 住所 柳仁美 平成元年12月10日生
- 住所 青森県弘前市大字城東3丁目12番地31 諸永和 昭和37年12月16日生
- 住所 宮崎市神宮1丁目223番地 林春子 昭和34年10月30日生
- 住所 東京都立川市錦町3丁目8番23号 宋海霞 昭和54年10月13日生
- 住所 佐賀県武雄市山内町大字大野7624番地3 張佐然 昭和47年11月29日生
- 住所 和歌山県有田市港町842番地1 権貞子 昭和52年7月28日生
- 住所 権大地 平成14年12月28日生
- 住所 栃木県宇都宮市峰1丁目16番3号 安聖文 昭和62年6月16日生
- 住所 佐賀市鶴岡町大字徳富2015番地3 沈俊樹 昭和62年7月20日生
- 住所 札幌市西区琴似三条7丁目4番10-804号 遠玲美 昭和52年1月23日生
- 住所 千葉県柏市花野井524番地4 朴明子 昭和36年1月21日生
- 住所 卒業洋 昭和60年7月20日生
- 住所 卒業香 昭和62年11月18日生

- 1 登録番号 第7014号  
登録年月日 平成10年10月29日
- 2 農林水産植物の種類  
Rosa L.
- 3 登録品種の名称 ケイハスバ
- 4 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
京成バウ園芸株式会社  
東京都葛飾区押上1丁目12番1号
- 5 農林水産省告示第七百三十三号

○農林水産省告示第七百三十三号  
種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条  
第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示す  
る。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十五年十月三十一日に消滅したものとみなされる。

平成二十六年六月四日  
農林水産大臣 林 芳正

- 1 登録番号 第18497号  
登録年月日 平成21年10月30日
- 2 農林水産植物の種類  
Antirrhinum L.
- 3 登録品種の名称 サンキスピソ
- 4 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
サントリーフーズ株式会社  
東京都港区芝四丁目17番5号
- 5 登録番号 第18499号  
登録年月日 平成21年10月30日
- 6 農林水産植物の種類  
Antirrhinum L.
- 7 登録品種の名称 サンキスピソ
- 8 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
サントリーフーズ株式会社  
東京都港区芝四丁目17番5号

○農林水産省告示第七百三十四号  
種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条  
第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示す  
る。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十六年二月二十八日に消滅したものとみなされる。

平成二十六年六月四日  
農林水産大臣 林 芳正

- 1 登録番号 第18537号  
登録年月日 平成21年10月30日
- 2 農林水産植物の種類  
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
- 3 登録品種の名称 デックアルガー
- 4 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
デッカー フリーデザイン社  
オランダ王国 I711RP ヘンスブルック  
ジュリアナウエット 6a
- 5 登録番号 第23124号  
登録年月日 平成26年3月6日
- 6 農林水産植物の種類  
Isotoma axillaris Lindl.
- 7 登録品種の名称 タンセンナル
- 8 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所  
村岡昌興  
東京都東田郡北条町東高尾419-4

○経済産業省告示第百二十八号  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に  
関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十  
一号）第十六条第二十二号及び第二十三号の規定  
に基づき、バルク供給及び充てん設備に関する技  
術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正す  
る告示を次のように定める。

平成二十六年六月四日  
経済産業大臣 茂木 敏充

バルク供給及び充てん設備に関する技術上  
の基準等の細目を定める告示の一部を改正  
する告示

バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基  
準等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告  
示第百二十七号）の一部を次のように改正する。  
第一条第一項第二号イ(1)中「腐しよく」を「腐  
食」に「きず」を「傷」に改め、同号イ(1)に次の  
ただし書を加える。

ただし、バルク貯槽のうちその内部において  
作業が可能なもの場合には、非破壊検査による  
の確認は、外面に代え、内面について行うこと  
ができる。

第一条第一項に次の一号を加える。

三 検査に合格したバルク貯槽は、当該バルク  
貯槽の見やすい箇所に、次に掲げる事項を容  
易に消えることがないように表示すること。  
イ 検査を行った者の名称又は記号  
ロ 検査を行った年月

第一条第二項第一号イ及びロ以外の部分に次の  
ただし書を加える。

ただし、当該期間が経過した後一年以内に、  
当該附属機器等が設けられているバルク貯槽の  
検査を行うべき期間の最終日又は当該附属機器  
等が設けられているバルク貯槽の経過年数が二  
十年となる日が到来するときは、これをその日  
まで延ばすことができる。

第一条第二項に次の一号を加える。

三 検査に合格した附属機器等は、当該附属機  
器等が見やすい箇所に、次に掲げる事項を容  
易に消えることがないように表示すること。  
イ 検査を行った者の名称又は記号  
ロ 検査を行った年月

附 則  
この告示は、平成二十六年九月一日から施行す  
る。

○国土交通省告示第六百五十九号  
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の  
規定により、同条の土地を次のとおり指定するの  
で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十  
二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年六月四日  
国土交通大臣 太田 昭宏

(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
細洞沢

(二) 砂防法第二条の土地の表示  
次に掲げる土地

愛知県大山市大字善師野  
字裏山 八番一  
九番から一二番まで  
一三番一から一三番三まで  
一四番  
一五番一  
一六番一

(二) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
力石川第七支川

イ 次に掲げる土地及びこれらの土地に接す  
る道路のうち、その接している区間の道路  
敷

愛知県豊田市中金町石垣内  
三〇一番  
三〇二・三〇三番合併  
三〇四番から三〇八番まで  
三〇九番及び一三七〇番  
一三六九番から一三七〇番  
一三七四番から一三七五番まで  
一三八一番から一三八五番まで  
ロ 次に掲げる土地に存する標柱一号から七  
号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号  
を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲  
げる土地の区域を除く。）

愛知県豊田市中金町石垣内  
三一一番 一号  
三一二番 二号  
三一三番 三号  
三一四番 四号  
三一五番 五号  
三二八番 六号及び七号

(三) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
中村川

(二) 砂防法第二条の土地の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十  
六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十  
六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県北設楽郡豊根村坂宇場  
字下中村 一〇番五 一号  
三三番一 二号  
三三番二 三号  
三三番三 四号  
三三番七 五号  
三三番七 八号及び九号  
三三番一五 二十三号  
三三番二 二十四号  
三三番八 二十五号  
三五番四 二十六号

愛知県大山市大字善師野  
字裏山 八番一  
九番から一二番まで  
一三番一から一三番三まで  
一四番  
一五番一  
一六番一

(二) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
力石川第七支川

イ 次に掲げる土地及びこれらの土地に接す  
る道路のうち、その接している区間の道路  
敷

愛知県豊田市中金町石垣内  
三〇一番  
三〇二・三〇三番合併  
三〇四番から三〇八番まで  
三〇九番及び一三七〇番  
一三六九番から一三七〇番  
一三七四番から一三七五番まで  
一三八一番から一三八五番まで  
ロ 次に掲げる土地に存する標柱一号から七  
号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号  
を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲  
げる土地の区域を除く。）

愛知県豊田市中金町石垣内  
三一一番 一号  
三一二番 二号  
三一三番 三号  
三一四番 四号  
三一五番 五号  
三二八番 六号及び七号

(三) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
中村川

(二) 砂防法第二条の土地の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十  
六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十  
六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県北設楽郡豊根村坂宇場  
字下中村 一〇番五 一号  
三三番一 二号  
三三番二 三号  
三三番三 四号  
三三番七 五号  
三三番七 八号及び九号  
三三番一五 二十三号  
三三番二 二十四号  
三三番八 二十五号  
三五番四 二十六号